

徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱の運用基準

平成14年4月18日建設第74号

最終改正 令和8年4月1日

1 要綱第1条第1項関係

入札参加資格停止の期間中の有資格業者について、別件により再度入札参加資格停止を行う場合の始期は、再度入札参加資格停止の措置を決定したときとする。この場合、入札参加資格停止の通知をするときは別途行うものとする。

2 要綱第2条関係

一 第3項の規定に基づく共同企業体の入札参加資格停止は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者を共同企業体を通じて入札に参加させないための措置であり、既に対象である工事について開札済みであって新たな入札への参加が想定されない特定共同企業体については、対象としないものとする。

二 第3項の規定に基づく共同企業体の入札参加資格停止は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者を共同企業体を通じて入札に参加させないための措置であり、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく入札参加資格停止については、第3条第2項に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象としないものとする。

3 要綱第3条第2項関係

一 有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の入札参加資格停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。

二 下請負人又は共同企業体の構成員が短期加重措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体の入札参加資格停止の期間を超えてその入札参加資格停止の期間を定めることができるものとする。

4 要綱第4条関係

一 入札参加資格停止期間の加重について、短期加重措置の対象となった措置案件については、短期加重措置の後、加重するものとする。

二 第4号及び第5号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。

5 要綱別表第1関係

一 県工事における過失による粗雑工事（第2号関係）

過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。

措置要件	期間
ア 契約不適合と認められるとき	1ヶ月以上 3ヶ月以内
イ 重大な契約不適合と認められるとき ※「重大な契約不適合」とは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。	4ヶ月以上 6ヶ月以内
ウ 工事成績の評定点の合計（法令遵守等における減点分を除く）が60点未満であるとき	2ヶ月
エ 委託業務成績の評定点の合計（事故等における減点分を除く）が60点未満であるとき	2ヶ月

二 一般工事における過失による粗雑工事（第3号関係）について、契約不適合が重大であると認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。

三 県工事における契約違反（第4号関係）

第2号に掲げる場合のほか、県工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

措置要件	期間
ア 正当な理由がなく完成期日に完成できず、損害賠償請求がなされたとき ・遅延日数30日以内 ・遅延日数30日超	1ヶ月 2ヶ月
イ 上記以外	2週間以上 4ヶ月以内

四 県工事及び一般工事のいずれの工事においても、次の場合は原則として入札参加資格停止を行わないものとする（第5号から第8号まで）。

イ 事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）

ロ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）

五 県工事における事故（第5号及び第7号関係）について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則としてイの場合とする。ただし、ロによることが適当である場合には、これによることができる。

イ 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合

ロ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

第5号（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）

区分	イによる期間	ロによる期間
死亡	5ヶ月～6ヶ月	6ヶ月
負傷（重傷）	4ヶ月	5ヶ月
負傷（中傷）	3ヶ月	4ヶ月
負傷（軽傷）	2ヶ月	3ヶ月
損害（重大）	1ヶ月	2ヶ月

第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）

区分	イによる期間	ロによる期間
死亡	3ヶ月～4ヶ月	4ヶ月
負傷（重傷）	2ヶ月	3ヶ月
負傷（中傷）	1ヶ月	2ヶ月
負傷（軽傷）	2週間	1ヶ月

※負傷（重傷）とは、全治60日以上 of 傷害を指す。

※負傷（中傷）とは、全治15日以上60日未満の傷害又は休業4日以上を指す。

※負傷（軽傷）とは、全治15日未満の傷害又は休業4日未満を指す。

※損害（重大）とは、社会的な影響を及ぼした場合を指す。

六 一般工事における事故（第6号及び第8号関係）について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

第6号（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）

区分	期間
死亡	2～3ヶ月
負傷	1ヶ月
損害（重大）	1ヶ月

第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）

区分	期間
死亡	1ヶ月～2ヶ月
負傷	2週間

6 要綱別表第2関係

一 独占禁止法第3条に違反した場合（第4号から第6号まで）は、次のイからニまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに入札参加資格停止を行うものとする。

イ 排除措置命令

ロ 課徴金納付命令

ハ 刑事告発

ニ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

二 独占禁止法第8条第1号に違反した場合（第4号及び第5号関係）は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに入札参加資格停止を行うものとする。

三 別表第2第4号から第6号までの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの入札参加資格停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、この項前段の期間が別表第2第4号から第6号までに規定する期間の短期を下回る場合においては、要綱第3条第3項の規定を適用するものとする。

四 建設業法違反行為（第11号及び第12号関係）について、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。

イ 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が県内における建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

ロ 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合（部局長が軽微なものと判断した場合を除く。）

五 「業務」（第13号関係）とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものである。

六 業務に関する「不正又は不誠実な行為」（第13号関係）とは、原則として、次の場合をいうものとする。

イ 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が県内における業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

ロ 県工事にに関して、落札決定後辞退、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合（期間：3ヶ月以上9ヶ月以内）

ハ 法令（建設業法を除く）の規定に違反し、行政処分がなされた場合（部局長が軽微なものと判断した場合を除く。）